

生涯学習センター使用料減免団体一覧表

富良野市生涯学習センター設置条例第10条及び施行規則第6条の規定に基づき、下記の団体を減免扱いとする。ただし、設置目的又は運営方針にそぐわない営利行為、資金造成、冠婚葬祭、個人的使用、飲酒飲食時等の場合は、使用料を徴収する。

1. 行政機関

(1) 富良野市及び富良野市教育委員会

2. 社会教育関係団体

(1) 青少年団体

- ① 富良野市子ども会育成連絡協議会 及び加盟団体
- ② 富良野市青少年サークル
- ③ 富良野市青年団体協議会 及び加盟団体
- ④ 日本ボーイスカウト富良野育成会及びボーイスカウト富良野第1団

(2) 女性団体

- ① 富良野市女性団体連絡協議会 及び加盟団体
- ② 富良野市若妻団体連絡協議会 及び加盟団体

(3) 文化団体

- ① 富良野市文化団体協議会 及び加盟団体
- ② 富良野市芸術祭実行委員会
- ③ 特定非営利活動法人ふらの演劇工房

(4) 体育団体

- ① 特定非営利活動法人ふらのスポーツ協会 及び加盟団体
- ② 山部体育振興会 及び加盟団体
- ③ 東山体育振興会 及び加盟団体
- ④ 麓郷体育振興会 及び加盟団体

(5) 教育団体

- ① 富良野市立小学校及び中学校
- ② 富良野市校長会及び教頭会
- ③ 富良野市教育研究会
- ④ 富良野市生徒指導連絡協議会
- ⑤ 富良野市PTA連合会 及び加盟団体

(6) その他社会教育団体

- ① 富良野市内公民館サークル
- ② 富良野市内幼児サークル
- ③ 富良野市青年OB会
- ④ 富良野国際交流倶楽部インターリンク
- ⑤ 富良野市国際交流市民協議会
- ⑥ 富良野地区広域社会教育圏振興協議会
- ⑦ 富良野市学社融合推進委員会

3. 社会福祉団体

- (1) 富良野市社会福祉協議会 及び加盟団体
- (2) 富良野市老人クラブ連合会 及び加盟団体
- (3) 日本赤十字社富良野市地区 及び加盟団体

- (4) 富良野市民生児童委員協議会 及び加盟団体
- (5) 更生保護女性会 及び加盟団体
- (6) 富良野市遺族会 及び加盟団体
- (7) 富良野地区保護司会 及び加盟団体
- (8) 富良野市ボランティア連絡協議会 及び加盟団体
- 4. 治安維持団体
 - (1) 富良野市防犯協会 及び加盟団体
 - (2) 富良野市交通安全協会 及び加盟団体
 - (3) 富良野市消防団 及び消防後援会
 - (4) 女性ドライバークラブ
- 5. 行政援助団体
 - (1) 富良野市町内会及び連合会
 - (2) 富良野市観光協会
 - (3) 富良野市消費者協会 及び加盟団体
 - (4) 富良野市道路、河川、森林愛護組合
 - (5) 富良野市衛生自治組合 及び連合会
- 6. 労働団体
 - (1) 日本労働組合総連合会北海道富良野地区連合会 及び加盟団体
- 7. その他団体
 - (1) 富良野地区総合開発連合協議会
 - (2) 富良野地区広域市町村圏

※ その他、教育委員会が特別の事情があると認めた団体。